

生駒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成30年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年4月11日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 井 上 圭 吾

生駒市監査委員 白 本 和 久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成30年10月9日から平成31年2月13日まで

3 監査の対象

市長公室	人事課
総務部	契約検査課
地域活力創生部	商工観光課、農林課
市民部	市民課
福祉健康部	地域医療課、介護保険課
建設部	管理課、土木課
都市整備部	都市計画課（学研推進室及び住宅政策室含む。）、建築課、 みどり公園課（花のまちづくりセンター含む。)
上下水道部	総務課、工務課、浄水場
生涯学習部	生涯学習課
議会事務局	
農業委員会事務局	

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、昨年度に引き続き現金の取扱い、契約事務が法令等の規定どおりの処理となっているか、委託業務の履行確認が適切に行われているか及び行政財産の目的外使用等についてを重

点項目として監査を行った。

5 監査の結果

事務処理等は、概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する所属長及び担当者に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。

なお、行政財産の目的外使用等に係る監査の結果については、平成30年度定期監査(第2回)の結果と併せて公表する。

(別紙)

市長公室

人事課

1 監査実施日 平成30年10月22日～10月24日

2 監査結果

(1) 歳入について

互助会食堂等の庁舎等使用に伴う光熱水費負担金、臨時職員等の雇用保険料個人負担金等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書に規定されている業務完了報告書が受託者から提出されていなかった。委託業務の適正な履行確保のため受託者への指導及び担当者の業務完了報告書の確認の徹底を図らねばならない。

(4) その他の事項について

ア 時間外勤務の処理について

2課を抽出し、時間外勤務命令簿、出勤簿等を照合・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 職員研修について

職員研修等事前協議書、旅行命令簿、復命書等を検査・確認したところ概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

総務部

契約検査課

1 監査実施日 平成30年10月15日

2 監査結果

(1) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

契約検査課が執行する建設工事及び建設コンサルタント等業務に係る入札について、入札執行依頼書、入札執行起案、落札者決定起案等関係書類等に、検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

地域活力創生部

商工観光課

1 監査実施日 平成30年10月9日～10月11日、11月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 財産収入について

アンテナショップおちやせんの店舗貸付収入について、店舗使用貸借契約書、調定伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入について

バルステージ運営協力金等について、起案書、調定伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、一部の契約書について暴力団排除条項の記載がなかったため、適正な契約書の作成を指導した。

イ 補助金等の交付事務について

商工会議所補助金、観光協会補助金、企業立地促進補助金等の交付事務について、交付要綱等関係書類を検査・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

農林課

1 監査実施日 平成30年10月16日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 財産収入について、

旧小平尾南第2協同作業所の用に供していた土地及び建物の貸付に係る収入について、契約書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

イ 市民農園利用料収入について

調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、市民農園維持管理等委託料について、支払い時期の遅延が認められた。受託者からの月次報告及び委託料の請求の遅延が原因であったが、受託者に対して適宜、催促を行い適正な事務処理に努めるよう指導した。

市民部

市民課

1 監査実施日 平成30年10月29日～10月31日

2 監査結果

(1) 歳入について

市民課窓口、本庁舎多機能端末機及び市民サービスコーナーにおいて発行した戸籍証明、住民証明、印鑑証明等の発行手数料の収入について、市民課及び本庁舎多機能端末機発行分については3日分、市民サービスコーナー発行分については1か月分を抽出し、各種証明書等交付申請書、

手数料集計表、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

福祉健康部

地域医療課

1 監査実施日 平成30年12月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

生駒市立病院文書交付手数料等について、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概

ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

介護保険課

1 監査実施日 平成30年11月5日～11月9日、12月20日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 介護保険料の徴収について

調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 財産収入について

特別養護老人ホーム用地の貸付収入について、起案書、契約書、調定伝票等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、制度改正に伴う介護保険システム改修委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づく随意契約を行っているが、その見積書が簡略な内容であった。同号を適用して随意契約する場合は、競争性が発揮できないことから、契約金額については積算明細の添付依頼や作業工程の確認、他市との情報共有等により妥当性の検証に努められたい。

イ 給付事務について

介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費について8月支給分を抽出し、支給申請書、領収書及びチェックリスト等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

建設部

管理課

1 監査実施日 平成30年11月1日～11月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 道路占用料について

道路占用許可申請書、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等について照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 財産収入について

市有地の売払いに係る収入等について、契約書、調定伝票等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他収入について

境界明示等に関する手数料及びコピー代について、申請書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、起工伺書類等进行检查・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

土木課

1 監査実施日 平成30年12月17日～12月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

交通安全対策特別交付金について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書、起工伺書類等进行检查・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

都市整備部

都市計画課（学研推進室及び住宅政策室含む。）

1 監査実施日 平成30年12月10日～12月12日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 用途証明等発行手数料等の収入について

用途証明等発行手数料については4月～10月分、白地図等売払いに係る収入等については4月～6月分を抽出し、領収書(控)、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 財産収入について

アコールいこまプレミエメゾン202号室・203号室及び駐車場用地の貸付に係る収入について、契約書、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等进行检查・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認した

ところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

建築課

1 監査実施日 平成30年12月13日～12月14日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 建築基準法確認許可等申請手数料等の収入について

建築基準法確認許可等申請手数料及び台帳記載証明手数料について、4月～6月分を抽出して収入伝票、調定伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

コピー代について、領収書(控)、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、領収書(控)の合計額と銀行への納入額が一致しない日があった。窓口つり銭用の小銭が不足したため個人で立て替えた後、そのままになっていたことが原因であったため、窓口つり銭用現金は小銭不足のないように管理し、収納した現金と領収書(控)を照合した上で銀行に納入するよう指導した。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の交付事務について

住宅省エネルギー改修工事補助金、老朽危険家屋解体工事等補助金等の支出事務について検査・確認したところ、補助金等交付規則等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、概ね適正に管理されていた。

みどり公園課（花のまちづくりセンター含む。）

1 監査実施日 平成30年11月12日～11月14日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 公園占用料について

今年度の占用期間更新分を抽出し、許可書控、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ ふれあいセンター使用料等について

ふれあいセンター使用料及び山麓公園駐車場使用料について4月～8月分を抽出し、売上日計表、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 屋外広告物審査手数料について

4月分を抽出し、広告物許可申請書、月計表、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

上下水道部

総務課、工務課、浄水場

1 監査実施日 平成30年11月16日、11月20日～11月22日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 水道料金について

4月～8月分について、調定伺書、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 小水力発電による売電収入について

4月～9月分について、買取り料金額の通知書、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他支出事務について

支出負担行為伺書等について確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事務について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、郵券受払簿への記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金等の管理について

水道料金徴収時のつり銭用現金及び還付手持現金について管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生涯学習部

生涯学習課

1 監査実施日 平成30年12月3日～12月5日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 物品の売払収入について

「生駒むかしばなし」、「いこま歴史読本」、「生駒市文化財マップ」等の売払について、4月～6月分を抽出し、物品管理簿、領収書(控)、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

セイセイビル屋上の通信設備設置に伴う賃料収入及びセイセイビルの飲料自動販売機設置に係る販売手数料収入について、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の交付事務について

生涯学習推進連絡会補助金、生涯学習自主学习グループ補助金等の交付事務について、補助金交付申請書、事業計画書、事業報告書、収支決算書、支出負担行為伺書等を検査・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

議会事務局

1 監査実施日 平成30年12月25日～12月28日、平成31年2月13日

2 監査結果

(1) 歳入について

コピー使用料、電報代等の収入について、調定伝票、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 議長交際費の支出事務について

現金出納帳を検査するとともに、手持現金の残額を確認したところ、管理・支出処理は適正に行われ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 政務活動費の支出事務について

支出負担行為伺書、交付決定通知書(控)、収支報告書等を検査・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認した

ところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

道路通行料の前渡資金による現金について、保管・管理状況を確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

農業委員会事務局

1 監査実施日 平成30年10月16日

2 監査結果

(1) 歳入について

相続税納税猶予証明等手数料等の収入について、領収書(控)、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 農業委員会会長交際費支出事務について

預金通帳、現金出納簿等を確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。